

令和 5 年 6 月 7 日  
(第 93 回全国市長会議決定)

## 重 点 提 言

### (都市行財政関係)

令和 5 年 7 月 12 日

全 国 市 長 会

# 目 次

東日本大震災からの復興に関する重点提言 -----	1
東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言 -----	4
国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言 -----	12
デジタル社会の推進と 新たな地方創生の実現に関する重点提言 -----	19
真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言 -----	23
行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言 -----	25
参議院選挙区の合区の解消に関する重点提言 -----	29
外国人の受入環境整備・多文化共生社会の 構築に関する重点提言 -----	30
都市税財源の充実確保に関する重点提言 -----	32

# 東日本大震災からの復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、償還免除できる規定が定められているが、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に相当する場合についても、自治体が償還免除とができるよう免除要件を改めること。

また、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

さらに、自治体が、当該貸付金の支払を猶予した場合は、自治体から国への償還期間を延長すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、現状の制度を堅持し、更なる支援延長を講じること。

また、入居者の状況に応じた自治体独自の家賃の減免について支援すること。

さらに、災害公営住宅家賃低廉化事業については、令和 3 年度において見直された補助水準を維持するとともに、今後安定的に財政支援すること。

- (2) 震災による P T S D を抱える児童生徒への対応等について、長期的な支

援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和6年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

### 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地の自立に向け、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の振興に係る支援措置を充実すること。  
また、被災地への新産業の集積等、特段の措置を講じることにより、交流人口・関係人口、移住者の拡大を図ること。
- (2) 企業誘致による人口減少に対応した魅力ある就労環境の整備と新たな雇用創出を実現するため、復興特区の地域の状況を踏まえ、現行の税制上の特例措置を令和6年度以降も継続すること。
- (3) 産業復興機構等により震災前債務の買取支援を受けた事業者については、業績回復の遅れなどにより、その一定数が厳しい経営状況に置かれていることから、同機構等に一括返済して債権を買い戻す期限の延長や買戻し時に必要となる資金調達への支援等について、個々の事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

### 4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。
- (2) 被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
- (3) 被災地における下水道施設（排水機場）の維持管理等に係る十分な財政

措置を講じること。

(4) 災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

# 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実を図るとともに、第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるように、国はその責任と財政負担により、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

## 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

### (1) 原発事故に関する対応への財政措置等

1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるように、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。

3) 福島再生加速化交付金及び被災者支援総合交付金を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、両交付金について、対象地域を拡大すること。

4) 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。

### (2) 放射性物質対策等

1) 放射性物質汚染廃棄物等の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。

2) 除去土壤等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

3) 除去土壤の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計を行うこと。

- 4) 河川・湖沼等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- 5) 除染作業員の安全が確保されるよう除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度を充実すること。
- 6) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- 7) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。
- 8) 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。

### (3) 廃炉・汚染水・処理水対策

- 1) 福島第一原子力発電所の廃炉対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

また、汚染水対策については、国が主体的に取り組み、風評被害防止等に関する措置を確実に実施すること。

- 2) A L P S 処理水の処分については、厳格なモニタリングを行うことや国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うなど、「A L P S 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

あわせて、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を発生させないために、国が責任を持って対策を講じること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国が責任で検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進め、放射性物質の測定に係る費用については、令和6年度以降も国が予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

- 3) A L P S 処理水の取扱いについて、新たな風評被害を発生しないための万全の対策を取ってもなお、風評被害が発生する場合には、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう、東京電力を指導するとともに、

国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

4) ALPS処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

また、漁業者がALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越え、持続可能な漁業となるよう、現場の実態に即した効果的な支援策を講じること。

#### (4) 原発事故に伴う損害賠償の迅速かつ適正な実施

1) 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

また、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

2) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

3) 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

4) 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センターを経由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。

5) 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

- 6) 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染経費については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 7) 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 8) 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど地域と連携した取組を推進すること。

(6) 医師確保対策

原発事故以降深刻化している医師・看護師等及び介護スタッフの人材不足を解消するため、人材確保に取り組む関係自治体等への財政措置を継続すること。

(7) 住民の健康確保

- 1) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じるとともに、これらの対策の実施に当たっては、被災自治体に対する説明と意見交換を行うこと。

また、住民の帰還に向け、被災地における子育て環境を整備すること。

- 2) 内部被ばく・外部被ばく検査等に係るすべての経費について財政措置を講じること。

- 3) 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。

- 4) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

また、放射能による健康や環境に対する影響やALPS処理水の取扱いについて正しい情報を発信することにより、国内外の風評を払拭する

こと。

- 5) 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制の確立等、万全の措置を講じること。
- 6) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(8) 自主避難者等への支援

自主避難者等への支援については、避難者の所在地等の情報を確實に把握したうえで、個々の生活再建状況等に応じて、住宅確保及び就業支援等の施策を着実に推進すること。

(9) 風評被害対策

- 1) 農林水産物など各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し安全性や魅力をPRするなど風評被害払拭に向けた積極的な施策を実施するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- 2) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られることがないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。

(10) 災害公営住宅等の活用

帰還者のための災害公営住宅等について、子育て環境の整備など、地域活力の向上に資する施設としての多様な活用を可能とすること。

## 2. 原子力災害からの復興・再生

(1) 産業復興の推進

- 1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。  
また、設備投資、人材確保、商圏拡大など、引き続き被災事業者の自立に向けた支援策を講じること。
- 2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の対象地域や対象施設を拡大するとともに、依然として工場等の増設が不十分な地域もあることから、申請期限及び運用期限の更なる延長を図ること。
- 3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外

への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

4) 原発被災地における鳥獣被害については、年々拡大し、市町村が単独で行う対策では限度があることから、国が主体となり、県と連携して広域的な被害防止対策を講じること。

また、捕獲した鳥獣の解体については、捕獲従事者の負担が軽減されるよう減量化処理施設の整備に係る財政措置の拡充など、必要な支援策を講じること。

さらに、野生鳥獣肉の出荷制限等により捕獲従事者が減少していることから、体制の強化を図れるよう捕獲活動に係る支援を充実し、十分な予算を確保すること。

5) 復興特区制度については、一層の企業活動の活性化や雇用促進を図るため、税制上の特例措置を拡充すること。

6) 原発事故により、しいたけ等の原木等の出荷が制限されている地域において、20年先を見据えた森林資源の利活用・地域再生に向け、森林整備が図られるよう十分な予算を確保するとともに、事業実施体制の維持・強化のための人的支援を行うこと。

7) 被災地における農業の復興を推進するため、営農再開に向けた取組やブランドの確立、産地競争力の強化に係る支援など、引き続き総合的な対策を講じること。

## (2) 新たな産業と雇用の創出

1) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

2) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・ココスト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

3) 福島国際研究教育機構（F-R E I）について、早期に福島県内の高等教育機関を含めた产学研官との緊密な連携体制を構築し、定期的な情報共有や意見交換の機会を設けるとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って予算を確保すること。

また、研究開発環境の整備に係る支援を充実すること。

### 3. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

#### (1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むとともに、原子力事業者の適格性について、継続的かつ厳格に評価、指導すること。

- 2) 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- 3) 核燃料サイクル施策の将来展望を具体的に示し、安全性や必要性を 국민に丁寧に説明すること。
- 4) 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。
- 5) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

#### (2) 原子力防災体制の充実強化

1) 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供及び原子力事業者に対する指導・監督の強化により、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

2) 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、避難行動要支援者を含めた住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、大雪時における具体的な避難のあり方を示した実施ガイドラインの継続的な改定、各自治体における対応に必要となる財政支援を行うこと。

さらに、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

3) 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信すること。

また、モニタリング体制の強化等について、被災自治体の影響を考慮し、十分な支援措置を講じること。

4) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。

5) 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。

6) 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施に加え、災害時における原子力に関する専門的知識を有する職員の確保等の取組を支援すること。

4. 原子力発電については、「GX実現に向けた基本方針」など、長期的視点に立った将来のあり方について、国民に対し責任ある説明を行うこと。

# 国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

(1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、新たな国土強靭化基本計画に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も中長期的見通しのもと、国土強靭化の取組が着実に推進できるよう、引き続き対策を講じること。

(2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

## 2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、

避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。

(4)「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策の強化については、積雪寒冷地域の課題を踏まえて、十分な財政支援を行うこと。

さらに、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、対象事業や財政措置を拡充すること。

(5) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制、住宅火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。

(6) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。

(7) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、降灰の除去をはじめ火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等の降灰対策、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

### 3. 豪雨対策の推進について

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

(3) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資

する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

#### 4. 土砂災害の防止について

- (1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転及び擁壁等の対策工事に係る支援制度を充実すること。

また、避難場所として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るために、補強等施設整備に係る財政措置を充実すること。

#### 5. 雪寒対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充すること。
- (2) 豪雪地帯では道路施設等の破損が激しいため、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実するなど、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。
- (3) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

#### 6. エネルギーの安定供給の確保等について

- (1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靭化を図ること。
- (2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギーインフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

## 7. 防災・減災対策の充実強化について

### (1) 防災拠点となる庁舎や避難所等の機能強化

1) 近年、大規模災害の発生が懸念される中、その緊急性にかんがみ、災害時の都市自治体の業務継続性確保の観点から、防災拠点となる庁舎の建替え等について、財政措置を拡充するなど、その円滑な実施に資する特段の措置を講じること。

また、避難所等の耐震化や津波浸水想定区域にある施設の移転を一層推進するため、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、大規模改修等についても、財政措置を拡充すること。

2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、地域の実情に応じ、被災者支援体制を充実強化するための必要な措置を講じること。

### (2) 避難対策に関する支援

1) 災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に当たっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、引き続き、積極的に支援すること。

2) 国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。

3) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

4) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

### (3) 国・地方・関係事業者との連携強化

1) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、T E C - F O R C E 等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に

努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和6年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

2) 地震発生後、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や緊急車両の通行が困難になる事態を回避するため、災害時における関係機関との間の連絡体制の整備や早期の遮断解消等に向けた対策など指定公共機関である鉄道事業者に対して必要な指導や支援を行うこと。

3) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、改定ガイドラインの早期提示、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

#### (4) 災害時の情報伝達手段の充実

防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

#### (5) 防災分野におけるDXの取組の推進

国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づくDXの取組を着実に推進するとともに、AI等のデジタル技術を活用した防災情報の収集や避難対策など、都市自治体の防災分野におけるDXの取組についても積極的に支援すること。

また、全国統一の防災情報システムの構築に当たっては、災害対応に関する地方公共団体や国の関係機関において情報収集・共有を可能とすること。

### 8. 被災地支援の充実強化について

#### (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のた

めに必要な支援の充実強化を図ること。

(2) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和するなど、現場の実態に即した見直しを図ること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。

(3) 災害援護資金貸付制度については、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

(4) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。

(5) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。

また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。

(6) 署災証明書の交付に係る被害認定調査について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるよう、簡素化を含む判断基準の設定を検討すること。

また、広域災害時に自治体間で迅速かつ効果的な応援・受援を可能とするため、住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準モデルを構築すること。

## 9. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 消防車両及び救助活動用資機材の整備、救急資機材の整備、耐震性貯水槽・防火水槽の整備、消防緊急通信指令施設の維持管理等、消防力強化に係る財政措置の拡充を図ること。

(2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、近年、頻発化、激甚化する災害の実態を踏まえた消防需要に的確に対応できるよう、地域の実情をより反映した措置とすること。

(3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消

防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

また、「自らの地域は自ら守る」という精神の基、昼夜を問わず消防活動にあたる消防団員が年々減少していることを踏まえ、消防団への寄付行為など地域からの支援のあり方の検討を含め、引き続き消防団員の確保対策を推進すること。

# デジタル社会の推進と 新たな地方創生の実現に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症により、我が国の国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識され、コロナ禍を契機に地方への人の流れに今までにない大きな変化が見られた一方、感染の収束とともに、再び、東京一極集中の動きが顕在化したところである。

また、地域経済の低迷や、デジタル・トランスフォーメーションの進展、テレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、経済・社会に構造的な変化が生じている。

このような中、国においては、地方におけるデジタル実装を加速化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げている。

同構想も推進力として、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すことが必要である。

あわせて、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を図り、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力に推進することが重要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

## 1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、総合戦略の改訂に当たっては、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。
- (2) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

- (3) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

## 2. デジタル田園都市国家構想実現に向けた取組の推進

- (1) デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術の活用は、人口減少が進む地方においてこそ、農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を充実するとともに、優良事例の横展開を促進すること。
- (2) デジタル田園都市国家構想が実現できるよう、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備を推進するとともに、担い手となるデジタル人材やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

## 3. 地方への人の流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、地方でのテレワークや「転職なき移住」を推進し、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住等を推し進め、分散型国土の具現化を図ること。  
また、政府関係機関の地方移転について、一部の機関や機能の移転にとどまることなく、国がより一層主体的に取り組み、地方への移転を促進すること。
- (2) 地方への人の流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充すること。  
また、移住支援金や起業支援金については、これまでの自治体の取組が継続できるよう引き続き支援をするとともに、更なる制度の拡充や要件の緩和を図ること等により、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。さらに、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。
- (3) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (5) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、

都市と地方の賃金格差の解消を図ること。

- (6) 企業の地方移転を促進する税制措置の強化及び適用期限の更なる延長、サテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
- (7) サテライトオフィス等を整備・活用し、地方への企業進出を促進するため、デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプの地方創生テレワーク型について確保・充実を図ること。

4. デジタル田園都市国家構想の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たっては、各自治体の創意工夫を尊重し、都市自治体の意欲的な地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策推進法」の趣旨を踏まえ、官・民・N P O等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。
- (2) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、教育や高齢者、障害者、女性、こどもへの福祉などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。

また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リ

ンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。

(3) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にする伴走型で進める必要があり、ボランティアやN P O等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。

## 真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力規定」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つよう運用することを含め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

さらに、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実

に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

## 行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタル社会の実現に向けた重点計画やデジタル田園都市国家構想総合戦略等に基づき、国を挙げたデジタル改革が進められている。

都市自治体においても、自治体DX推進計画等を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進や基幹業務システムの統一・標準化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、都市自治体の意見を丁寧に聴き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。

2. 行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が懸念されることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されることのないよう、国として、必要な対策を講じること。

3. 行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域社会のデジタル化の推

進に必要な経費を適切に計上すること。

#### 4. 都市自治体におけるセキュリティ対策について、十分な支援を行うこと。

#### 5. 基幹業務システムの統一・標準化の推進

(1) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについては、令和5年度から令和7年度までを「移行支援期間」と位置づけ、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うこととしているが、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情を十分留意したうえで、必要な支援を行うこと。

特に移行スケジュールについては、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うなど、柔軟に対応すること。

(2) システム移行に係る経費については、国において、十分な費用を負担するとともに、補助対象経費の拡充や補助上限額の見直しを図るなど、都市自治体の財政負担が発生しないようにすること。

(3) ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないよう、万全を期すこと。

(4) ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、現行の運用コストよりも負担増とならないよう、都市自治体の意見を丁寧に聴きながら協議を進めること。

#### 6. デジタル社会の実現に不可欠な基盤である5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じる

こと。

7. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、取得メリットを含め国民への周知徹底等を図ること。

さらに、国においては、健康保険証利用の普及を図り、各種免許証との一体化、スマホへの搭載等の国民の利便性を高める取り組みを着実に推進するとともに、公金受取口座の利用用途拡充を検討すること。

8. マイナンバー情報の総点検に当たっては、早期に具体的な方針等を示すとともに、国として都市自治体の実情等を踏まえ必要な支援を行うこと。

9. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、全額を国において措置すること。

特に、マイナンバーカードの交付及び更新等の経費について、都市自治体の負担が生じないよう財政措置を講じること。

また、都市自治体独自のマイナンバーカードの利活用を推進するため、十分な財政措置を講じること。

10. コンビニ交付の導入促進など都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取り組みについて、適切な財政措置を講じること。

11. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

12. 情報連携を有効に活用するため、都市自治体の担当職員にとって詳細かつ使いやすい事務処理要領となるよう更新するなど、技術的支援の充実強化を

図ること。

13. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一及び郵便局等への委託など、住民の利便性向上とともに、マイナンバーカードの交付・更新事務の簡素化など、都市自治体の事務的負担の軽減が図られるよう必要な措置を講じること。
14. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行を踏まえ、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。  
また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。
15. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

## 参議院選挙区の合区の解消に関する重点提言

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るために、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

については、参議院選挙区について、地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

## 外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

我が国では、人材不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となつておる、国においては、令和5年6月9日に特定技能制度の受入れ分野の追加を閣議決定したところである。また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、特定技能制度については、制度を見直して適正化を図つたうえで引き続き活用していくなどの方向で、制度の具体化に向けた議論が行われている。

今後、外国人との共生をめぐる状況が変化していくことが見込まれる中、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる多様性に富んだ活力ある社会を実現することが必要である。

よつて、国は、引き続き、外国人材の適正な受入れや受入れ環境整備に取り組むとともに、特定技能外国人を含め、外国人との共生社会の実現に向け、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育や医療など、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

2. 地方創生の観点から、特定技能外国人等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地方の人材不足対策に配慮すること。

また、地方における特定技能外国人等の受入れが容易となるよう、監理団体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体が実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。

# 都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

## 1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、医療・介護等の社会保障、デジタル化、脱炭素化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差を生じることのないよう国の責任において財源を措置すること。また、併せて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、安定的な地方財源を確保すること。

(3) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(4) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をより的確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

## 2. 地方税の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を搖るがす見直しは断じて行うべきではない。

なお、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

(3) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、C A S E（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

(4) ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

## 3. 原油価格・物価高騰対策等に係る地方財源の確保

(1) コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の原油価格・物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、

十分な地方財源を確保すること。

(2) 特別交付税の算定に当たっては、現下の原油価格・物価高騰等の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

#### 4. デジタル田園都市国家構想の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たっては、各自治体の創意工夫を尊重し、都市自治体の意欲的な地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を計上すること。

#### 5. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。